

Y's

10分前後で大体解るシリーズ ⑧

相続の3つの種類

行政書士
ファイナンシャルプランナー 森 瀬 泰 豊

Copyright Y's Office

Y's

相続の承認と放棄

単純承認

プラスの財産とマイナスの財産の全てを引き継ぐ
自己のために相続の開始があったことを知った日
から3ヶ月以内に放棄又は限定承認の手続きを
しないと、単純承認したことになる

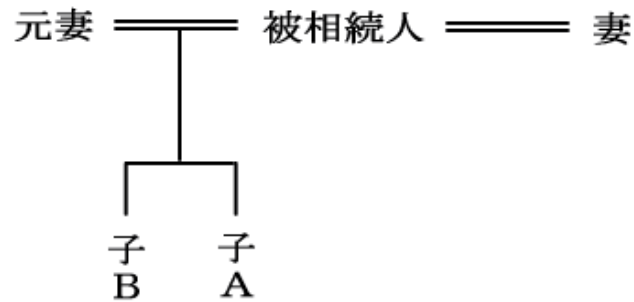
相続放棄

相続財産を一切引き継がない
自己のために相続の開始があったことを知った日
から3ヶ月以内に手続きをしなければならない

限定承認

相続財産がプラスのときのみ引き継ぐ
自己のために相続の開始があったことを知った日
から3ヶ月以内に手続きをしなければならない

Copyright Y's Office



講師略歴

1961年 福井県大野市生まれ
神奈川大学卒業

都内の司法事務所勤務 不動産相続・法人設立担当
 都内の金融機関に転職 法人融資担当
 不動産会社に転職 土地開発・資産運用業務担当
 都内にてコンサルティング業務開始
 相続・遺言相談・離婚相談
 資産運用（金融商品投資相談・不動産投資相談）

行政書士	LEC東京リーガルマインド専任講師
ファイナンシャルプランナー	全国商店街支援センターアドバイザー
宅地建物取引主任者	神奈川県 専門相談員
認定キャリアコンサルタント	相模原商工会議所 経営アドバイザー

<http://ysoffice.jp>
info@ysoffice.jp

Y's

ご注意

当シリーズは相続や遺言の一般的な事例を基にしており、
全ての相続や遺言が当てはまるようになるわけではありません。

また、法律関係も全てを説明しているものでもありません。

内容に関する一切の保証はいたしませんし内容にかかわる
損害についても責任は負いかねます。

個別具体的な事例につきましては弁護士・行政書士等の
専門家へ相談、確認をお願いいたします。